

第7回 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会 要点録

【日時】令和7年(2025年)8月6日(水) 午前10時00分～午後12時00分

【場所】浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 501 会議室

【出席】

- 1 委員（学識経験）：4人
 - (1) 宮脇 健太郎（明星大学 理工学部総合理工学科 教授）
 - (2) 荒井 喜久雄（元公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長）
 - (3) 櫻井 達也（明星大学 理工学部総合理工学科 教授）
 - (4) 荒井 康裕（東京都立大学 都市環境学部都市基盤環境学科 准教授）
- 2 事務局：7人（事務局長、事業課長、総務課長、総務課係長、事業課係長、事業課主任2人）
- 3 施設運営事業者：2人（運営所長、運転所長）
- 4 傍聴者：2人

【次第】

- 1 開会
- 2 議事

提出資料をもとに、以下のとおり議論を行った。（要点）

(1) 浅川清流環境組合の運転状況について

事務局：【資料1】「維持管理情報 2025年6月」を元に、浅川清流環境組合における2025年度4月1日から6月末までの運転状況について説明する。

（1頁上段）1号炉の運転実績日数は65日、点検期間については、5月17日から6月11日までとなっている。

2号炉の運転実績日数は61日、点検期間については、4月9日から5月7日までと、5月31日となっている。

（「排ガス測定」の欄）ばいじん・硫黄酸化物・窒素酸化物・塩化水素・水銀・ダイオキシン類の測定結果はいずれも基準値内である。

（「排水・悪臭の測定」「騒音・振動の測定」の欄）排水・悪臭の測定、騒音・振動の測定について、結果は基準値以内である。

（2頁上段）「搬入実績」について、日野市・国分寺市・小金井市から当施設に搬入されるごみの車両台数と重量を示した資料である。ここでの車両台数、搬入量は家庭ごみを主に収集する委託業者と、事業系のごみを収集する許可業者のものであり、リサイクルに回せない汚れたプラスチックや、日野市・小金井市からの可

燃性粗大ごみを含んだ搬入実績となっている。

(2頁下段)「搬出実績」について、当施設から搬出される焼却灰などの実績である。搬出先は西多摩郡日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設である。焼却鉄、落じん灰、一部の焼却灰は民間施設へ搬出している。

(3頁)上段が1号炉と2号炉のごみ焼却実績、以降は燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度の数値である。いずれも基準値の範囲であり、安定した燃焼管理を行えている。

(4頁)本資料(【資料1】)の1頁にて説明した、ばいじん・硫黄酸化物・窒素酸化物・塩化水素・水銀・ダイオキシンの測定内容について測定日などが入った詳細となっている。

(5頁)放射性物質濃度測定に関する項目の結果となっている。放射性セシウムは8,000Bq(ベクレル)/kgの基準に対して、大きく下回るか、検出せずの結果となっている。また空間放射線量率は、日野市が市内の公園など1か所で測定している数値と同程度である。

【資料2】「環境監視日報2025年6月」について説明する。当施設では、煙突入り口付近に設置している連続測定器にて排ガス中の有害物質について測定を行っており、測定した数値は1時間平均を公害防止情報表示盤及び、ホームページで公表している。当組合では法規制値に加え、全国でもトップクラスの厳しい自主規制値を設け施設の運転を監視している。参考として2025年6月分の測定結果を配布している。

【資料3】「排ガス中の水銀濃度が浅川清流環境組合の定める公害防止基準値の一時的な超過について(令和7年3月21日(1号焼却炉))」について説明する。令和7年3月21日に1号焼却炉で排ガス中の水銀の値が当組合で定める公害防止基準値(50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)を一時的に超過する事態が発生した。水銀を物理的に除去するため、排気ガス内に吹き込む活性炭の量を増量したことで、1時間後に公害防止基準値を下回った。短時間で事態が収束しており、当該事象を原因とした周辺地域の環境汚染や健康被害を生じることはない。

【資料4】「水銀混入に対する組合の取り組み」について説明する。1点目は、携帯型水銀測定装置を活用してのプラットフォームでの水銀測定である。3市の搬入検査時、能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入れ時、3市の組成分析調査時に、プラットフォームで携帯型水銀測定装置を用いて水銀測定を実施し、水銀の混入防止に組合としても務めている。2点目は、活性炭常時吹込み量の増量である。排ガス中の水銀濃度について、当組合の定める公害防止基準値を超える事態が度重なり発生したことから、令和6年5月末より排ガス処理時の活性炭常時吹込み量を各炉0.44kg/hから1kg/hに増量を行った。これにより、水銀混入時の対策として一定の効果を得ていると推察されるが、以降も水銀濃度の一時的な公害防止基準

値超過が発生したため、令和7年4月16日から、各炉の活性炭常時吹込量を1kg/hから1.3kg/hへ増量をして運転を行っている。以降は水銀濃度超過の事象は発生していない。【資料4】の2枚目はこれまでの水銀濃度超過事案の一覧である。3点目は、3市との不適正ごみ搬入防止の取り組みの継続であり、3市における水銀回収キャンペーンを引き続き実施していくこととしている。

学識：【資料1】「維持管理情報 2025年6月」について、1頁で排ガス測定項目中の水銀の測定結果の値(0.05、0.28、0.08)の単位は「 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{ N}$ 」でよいか、また、同資料3頁、燃焼室中の燃焼ガス温度について、同頁中に基準値として記載されている800°Cを超える高い温度で運転されているが、その方が様々なメリットがある。例えば、ダイオキシン類の完全燃焼による発生抑制等、高い方が有利であるという判断をされて運転をしていると考えてよいか確認したい。

運営事業者：最初の質問(単位について)は同じ単位である。2つ目の質問については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以降「廃掃法」と示す。)においては、燃焼室中の燃焼ガスの温度を800°C以上に保つことが規定されているが、当施設では要求水準書に基づき850°C以上を維持して運転をしている。

学識：水銀については、微小な単位でしか出ていないということで承知した。燃焼温度については、上げた方が有利であるということか。また、ごみの排出量と関係があるのか。

運営事業者：排ガスと燃焼の成果、効率等を考え、850°C以上(通常は大体900°Cくらい)で燃焼している。廃掃法上の基準は800°Cだが、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(以下「新ガイドライン」と示す。)では燃焼温度は850°C以上でということである。

学識：廃掃法上の基準は800°Cだが、新ガイドラインの850°Cに合わせてそれ以上の数値として900°Cを1つの管理基準にしていて、変動等により1,000何°Cという数値が出てくるが、燃焼管理上はかえってその方がダイオキシンの分解にとって有利であると考えられるということか。

運営事業者：おっしゃる通りである。

学識：【資料2】「環境監視日報 2025年6月」で排ガスの常時監視が1時間毎で行われているので、特に気にする必要はないが、【資料1】「維持管理情報 2025年6月」で月1回実施されている排ガスの採取日について、日付に関して何か決まったルーティンがあって実施しているのか(採取日をどのように決めているのか)。

運営事業者：基本的に排ガスの分析には時間がかかるので、出来るだけ月初め早い時期にサンプルをとって分析業者に提出しているが、点検期間中等で焼却炉が止まっている時は月の中頃や月末にならざるをえない場合がある。極力、月頭にサンプルをとっている。

学識：【資料1】「維持管理情報 2025年6月」4頁の5月の日付が月の中頃だったの

で、そういう背景があったということで承知した。2号炉の硫黄酸化物の値について、4月と6月に比べて5月の測定値が少しだけ高くなっているのは、燃焼温度を維持するために燃料投下しているということか。

運営事業者：硫黄酸化物と塩化水素どちらも消石灰で抑制しており、ごみの種類によっては硫黄酸化物が出たりするが、消石灰の吹込み量によって変わる。【資料2】「環境監視日報2025年6月」に換算値の平均値が出ているが、換算値がはね上がったりの時があるので、測定するタイミングによっては、測定結果の値が上がったりすることがある。

学識：オペレーション上のものということで承知した。常時監視されているので、問題はないが、こうした月に1回の測定で出てくる値をピンポイントで拾ったときに、そのデータが独り歩きしないような扱いも大事であるとする。水銀について、排ガス内に常時吹き込む活性炭を各炉1kg/hにしてから、水銀濃度の上昇事案が減っているようだ。事案は令和7年3月の1回のみで、活性炭常時吹込み量の増加の効果が出ていると考えるが、それでも3月に1回、水銀濃度の上昇事案が発生しているということで、活性炭の常時吹込み量を各炉1.3kg/hにしたのは、3月の水銀濃度上昇の際の値から逆算して、 $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を超えないような活性炭の量としたのか。また、どういう根拠で1.3kg/hに上げたのか。

事務局：1.3kg/hに上げた経緯について説明。1kg/hを吹き込んでいっている中で、もともと入っている水銀量が分からない状態での取り組みである。どの辺の値が適正なのか分からない中で、1.3kg/hを一旦目安にして、今後、増やしていくのか、減らしても大丈夫なのかを検証していきたい。

学識：当初の0.44kg/hから比べると3倍近くになっているので、かなり保守的にオペレーションされており、すごいと考える。

学識：活性炭の吹込み量を増やし過ぎではないかと考えており、薬剤の使用量は間接的ではあるが、薬剤製造時に二酸化炭素が排出される。微量とはいえ長期間にわたり運転管理されるので、温暖化対策からすると逆行しているところもある。確かに時間当たりの量は微量だが、施設は数十年単位で運転されるので、様々な箇所でも二酸化炭素を減らして、温暖化対策についてバランスをとって検証してもらいたい。水銀は、基本的には出されたごみに混入している。まずは、3市で取り組みされている入口側の対策を、さらに強めていただくことが大事であるとする。

事務局：両委員のおっしゃる通り、私共も手探り状態の中、水銀値が公害防止基準値を超過した時間が1時間の段階で最初に公表しましたので、それを継続せざるをえない状況がある。今年度の基準値超過は1度もないが、水銀が入ってくれば、やはり発生してしまう可能性も十分ある。入口部分の対策はもちろん継続し、測定器等での計測も引き続き行い、費用等も考慮しながら引き続き探っていく。

学識：1kg/hを増やしてから、基準値超過は3月の1回だけあったと認識している。50

$\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を超えないが水銀濃度が上昇した事象はあったのか。

事務局： $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えないレベルでみると、活性炭の常時吹込み量を $1\text{kg}/\text{h}$ にしてから $30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を超えたことが 1 回のみあった。 $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を少し超えているという事象は、昨年度から続いているが、その中で、 $30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を超える事象も含めて 1 回程度という状況である。

学識：入口側の対策もそれなりの効果が出ているということか。

事務局：市民の方々への取り組みは、水銀回収キャンペーン等を通じて啓発させていただいている中では効果が出てきて、市民の皆さんには頑張らせていただいていると感じる。

学識：運転管理が非常に適切に行われているデータであるし、排ガスの数値も非常に低い数値で計測が続いており、適切に管理されている。引き続き継続してもらいたい。

(2) 令和 6 年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入予定について

事務局：【資料 5】「令和 6 年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入状況について」を元に、令和 6 年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入状況に関して説明する。

令和 6 年能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理に関する協定に基づき、当組合でも令和 7 年 3 月から石川県の珠洲市と輪島市からの災害廃棄物の受け入れを開始した。受け入れ実績は、令和 6 年度は計 8.08t 、令和 7 年度は計 39.51t であった。内訳は、令和 6 年度は 3 月が 2 回、令和 7 年度は 4 月が 2 回、5 月と 6 月がそれぞれ 4 回であった。また昨年度より実施してきた能登半島地震に伴う災害廃棄物の受け入れについて、当組合への受け入れは今年 6 月で終了となり、東京都内及び川崎市内の処理施設への搬出については、今年 9 月末をもって終了となる予定である。

学識：【資料 5】「令和 6 年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入状況について」に記載の処理量（令和 6 年度： 8.08t 、令和 7 年度： 39.51t ）は、当組合で協定書に基づいて受入れた量であって、いわゆる輪島市あるいは珠洲市からの災害廃棄物の発生量の全量ではないという判断でよいか。

事務局：おっしゃるとおりである。

学識：今年の正月に川口市の焼却処理場で大きな火災があり、埼玉県内の市町村に対して協力要請をしたり、あるいは東京 23 区清掃一部事務組合で広域的な処理を行ったが、万が一この地域で同様の災害があった場合は、多摩地域でも協定を作っていると思うが、その協定に則って広域的な処理をする、この組合としても出来るところは行い、この施設が被害を受けた場合については、他の市町村に支援をお願いすることもあり得ると考えてよいか。

事務局：その通りである。協定も結んでおり、周辺の施設とも、顔の見える関係で、日常にお付き合いをさせていただいている。協定に基づき、処理については、それ

それぞれの処理場相互でやりくりをして補い合うということは、既に他施設でも取り組まれている。

学識：お互いで行っているということで承知した。

学識：様々な災害があるので、やはり相互協力関係が非常に大事である。災害以外にも、委員からもご発言があったが、処理施設として事故が発生するというのもあるので、紹介いただいたような協力体制を維持していただけると大変ありがたい。

(3) 環境定点測定結果について

事務局：環境定点測定の結果について、【資料6】は令和5年度に実施した環境定点測定結果、【資料7】は令和6年度に実施した環境定点測定結果であり、それぞれの資料1枚目が夏季、2枚目が冬季の結果となっている。【資料8】は令和7年度夏季に実施した環境定点測定の日程・測定実施内容である。

環境定点測定については、施設の稼働にあたり、施設周辺の5自治会との意見交換において、「居住地に近い地点で環境調査を行い、可燃ごみ処理施設が稼働する前後、施設の運転時・停止時の比較結果にて環境への影響がないことを示すことは、住民が抱く環境負荷への不安等を取り除くことや施設建設稼働への理解につながるのではないかと」の意見があった。このような意見を受け、当組合では環境影響評価とは別の事業として、可燃ごみ処理施設稼働前の平成29年度より、環境定点測定を実施している。測定地点は新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター、上落川公園の4地点である。運転時は全地点を測定し、停止時は4地点を輪番で測定しており、測定項目は【資料6】【資料7】に記載の通りである。

測定結果は、いずれの場所も同程度の数値であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されていることが望ましい基準とされている環境基準等の基準値以内の数値が出ており、隣の市である多摩市に東京都が設置している大気汚染常時監視測定局である多摩市愛宕測定局の測定値と比較しても数値は同程度となっている。

続いて、【資料8】「環境定点測定時期等（令和7年度 夏季）」について、令和7年度夏季に行った環境定点測定の日程・測定実施内容となっている。測定結果は取りまとめの上、令和7年秋頃の公表予定である。

学識：天候によって測定日を変更する可能性があるということだが、（例えば雨量が一定以上等）どのような天候だと日程変更をするのか。

事務局：他の測定場所と同じ条件で測定できなくなってしまうような降雨などが想定されるときは、日程変更をする場合がある。

学識：測定台帳などに、その時の天候や雨量等の記録はあるか。

事務局：現状、仕様書の中に天候を記載するような指示はなく、記載はない。

学識：承知した。

学識：このデータを見ると、基準値、指針値に対して非常にいい状態で運転がされていると判断できるが、これまで、夏季、冬季で測定値が若干違うということもあった。今回の測定結果を見る限り、特に季節性なり、運転時、停止時についての大きな傾向はみられないが、その辺はどのように判断しているか確認したい。

事務局：もともとの環境影響評価で行った周辺の環境と比べても大きく変動をしているものではないと考えている。可燃ごみ処理施設の煙突から出る排ガスの影響で何か周辺へ大きな環境的な影響を与えているとは考えていない。

学識：基準値、指針値に対して、余裕を持ってクリアしているということで承知した。

事務局：先程委員からの質問の中で、天候について、現状、仕様書の中に特段の記載はない。天候の影響によって数値的にこれまでと違う数値が出たり、変動するような場合については、その結果についてコメントで残したり、考察を入れたりすることは今までもあるが、それをこの表の中に落とし込むことは現状できていない状況であるので、そうしたことも今後考えていく。

学識：天候が大気汚染物質へ与える影響を把握するのは難しく、天候については、その時どのような気象条件だったのかといった考察の材料として使うに留めた方が良い。現状の表示のままで良いが、可能なら雲量（空を10とした時に雲が何割か）や、気象官署で入手できる気温や日射量などを現場のメモとしてだけでも後日、測定環境を振り返る上でも残しておいた方が良い。

学識：先ほど紹介があったように、非常に環境のよい地域であるということで、そこに影響を与えない状態で管理されている結果だと感じた。引き続ききちっとした形で観測を継続していただきたい。

3 その他

学識：今回の議事内容についてはきちんと報告していただいて、いつも通り問題なく、管理されていることが確認できたので、非常に安心して報告を聞くことが出来た。物価高騰等で燃料や薬剤の投入コストにも影響があらうと考える。物価高、環境への影響に配慮しながらの運転やその環境を取り巻く状況の中で、経済的にも厳しいのかと推測したが、組合での運転管理において、それらの影響等があるのかどうか、ある場合には何か努力や工夫をされている点について確認したい。

事務局：現状、当組合の運営委託費は、前年の日本銀行の物価変動指数を使い、それを翌年度の支払いにいかしているもので、その時点までのものは反映が出来ているが、それ以降の急激な変動には対応していない状況である。

運営事業者：薬剤の使用については、自動設定になっていて、それを日々調整するということはあまり行っていないが、調整できるものがあれば調整を行う。直接薬剤とは関係ないが、当施設では蒸気を有効活用して発電しているが、ごみの投入量等を

調整して、無駄に蒸気を外気に流さず、出来るだけ発電に回すようにし、売電収入の向上に繋がるような運転を心がけている。

事務局：定期点検等の運転停止時に、異なる事象での運転停止時と停止期間が重なった時などは、運営事業者は、それらをやりくりし、点検期間を短縮して運転再開を早く出来るようにして、年間の運転日数を確保するなど、丁寧に運転管理を行っていただいている。薬剤については、一番大きいのは活性炭で、先ほど委員も言われた通り二酸化炭素削減という視点も今後しっかり持っていかなければいけないと考えている。適正なところはどこなのかを見極め、無駄なものを使うのではなく、必要なものを必要なときにしっかりと使えるように心がけていきたい。

事務局：昨今、リチウムイオン電池が各施設に入ってきて、火災になっている事例が散見される。幸い当施設ではそうしたこともなく、不燃物がいきなり入ってくることもないが、常にそこは警戒をして、各市にきちんと対策していただくことを促す予定である。それが施設側として今一番大きいところである。先月、戸田市の処理場が火災になり何十億の損失が計上されている。施設が使用できなくなると道にごみが溢れる状態になってしまうため、常に注意し見据えておく必要があると考える。当組合も5周年を終え、事務的なところで、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進とか世の中についていかなければならないところもあり、また、稼働開始後、5年も経過すると、システム等が古くなってきているので、内部的には安定しているが、改めて更新、整備をしている状況である。

学識：排ガスとか騒音の対策はもちろんのことだが、そうした日々の運転管理のアップグレードも見据えて、無駄がないようにしていることが分かった。引き続きより良い施設になるように続けていただきたい。

学識：本日の議題はこれで全てとなる。ご意見がなければこれで終了とする。

4 閉会

事務局：次回専門家委員会は令和8年2月に実施を予定している。各委員方には、後日日程の調整をさせて頂く。

学識：次回、令和8年2月のご参集をお願いします。全ての議事が終了した。第7回浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会を閉会する。